

「都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第5弾）」制度概要

1 事業概要

事業名	都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業（第5弾）
目的	物価高騰等の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため
対象者	令和7年6月1日時点で当市の住民基本台帳に記載されている世帯
通称	スマイル商品券
発行数	8万4千セット（1セット当たり1万3千円の商品券を1万円で販売） 【地元応援券（千円券）×3枚＋共通券（千円券）×10枚の13枚綴り】 ※地元応援券⇒本店（本社）の所在地が宮崎県内にある取扱店舗で取扱い可能 ※共通券⇒本店（本社）の所在地に関わらず取扱い店舗で使用可能
購入方法等	市が7月1日から購入申込用往復はがきを対象世帯へ発送。往復はがきの返送またはオンラインで7月31日までに購入申込。申込世帯に9月1日から購入引換券を発送。購入引換券を郵便局（市内27局）に持参して購入。 ※申し込み上限：1世帯2セット
利用期間	商品券を購入した日から令和8年1月31日まで
換金期間	令和7年9月1日から令和8年2月10日まで

2 券の利用可能店舗

暮らし応援券を利用できる店舗（以下「取扱店舗」という。）の登録資格は、市内に店舗を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- （1） 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有する者又は有する予定の者でないこと。
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正手続又は再生手続を行っている者であること。
- （3） 法人にあっては役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者であって、これらと同等以上の支配力を有するもの）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者が、法人でない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者が、個人事業者にあっては当該個人が都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団関係者である者
- （4） 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者である者
- （5） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項第1号を除く。）に規定する風俗営業を営む者

3 券の利用制限（共通事項）

下記に定める事項については、券の利用はできません。なお、下記事項に当たらない商品・サービスと併せて利用することもできません。

- (1) 現金との換金、金融機関への預入れ
- (2) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- (3) 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 株式・先物・宝くじなどの金融商品
- (5) たばこの支払
- (6) 次に掲げる取扱店舗の収入にならないものに対する支払
 - ① 振込用紙での支払
 - ② インターネット、通販等での買物に対する支払
 - ③ チケット（コンサートチケット、航空券等）代の支払
- (7) ボートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項第1号を除く。）に規定する風俗営業に関わる支払
- (9) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払
- (10) 国や地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
- (11) 生命保険料・損害保険料等の保険料の支払
- (12) 前各号に掲げるもののほか市が指定するもの

4 取扱店舗申請

- (1) 申請期間 令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで
- (2) 申請方法 「都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）取扱店舗登録申請書及び誓約書兼同意書」に必要事項を記入し申請する。
- (3) 申請先 都城商工会議所 及び 各商工会（荘内/中郷/山之口/高城/山田/高崎）
※店舗所在地を管轄する商工会等に申請してください。
- (4) 取扱登録店舗証明書 登録された事業所へ「都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）取扱店舗登録証明書」を発行します。ポスター等と一緒に郵送するため、8月中の発行になる場合があります。昨年度実施した『物価高騰対策！暮らし応援券』と同様に、地元応援券を設定しますので、本店（本社）の所在地が宮崎県外の登録店舗につきましては、共通券のみの取り扱いとなります。

5 商品券換金場所

- (1) 宮崎太陽銀行（都城市内の店舗）
- (2) 宮崎第一信用金庫（都城市内の店舗）
- (3) 各商工会（荘内/中郷/山之口/高城/山田/高崎）

6 使用済み商品券の換金方法

- (1) 換金期間 令和7年9月1日（木）から **令和8年2月10日（火）まで**
※換金期間を過ぎた場合、如何なる場合も換金できません。
- (2) 換金方法 利用者から受け取ったスマイル商品券を券種毎（地元応援券・共通券毎）、100枚以上の場合は、1束100枚の束にして（端数については、当該端数を1束にして）、「都城市プレミアム付スマイル商品券（第5弾）取扱店舗登録証明書」及び「換金請求書」（3枚）を提出する。必要なものが揃っていないと受付できないので、あらかじめご承知おきください。
- (3) その他 ① 換金は、現金及び小切手の受領、または取扱店舗の預金口座への振込の方法による。

- ② 預金口座への振込の場合、取扱店舗は、金融機関の規定する振込み手数料を負担するものとする。
- ③ 小切手での対応は市内の商工会のみとする。
- ④ 事業所の代表者が窓口に来られない場合は、委任状を提出する。
- ⑤ 窓口に来られる方は、本人確認ができるものを提示する。

※金融機関ごとに、換金の取扱いが異なるため、事前に金融機関にお問合せください。

※法人の場合、換金額により謄本が必要になる場合があります。個人事業者の場合で代理人が換金する場合、換金額により代表者の身分証明書が必要になる場合があります。

【(参考) スマイル商品券の流れ】

